

地方創生に関する特別委員会議録 第一二 号

平成二十六年十月十四日(火曜日)

午後四時十八分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君
 理事 後藤 茂之君 理事 新藤 義孝君
 理事 土屋 正忠君 理事 宮腰、光寛君
 理事 義家 弘介君 理事 渡辺 周君
 理事 重徳 和彦君 理事 石田 祝稔君
 伊藤 忠彦君 伊藤 達也君
 石川 昭政君 加藤 寛治君
 金子万寿夫君 河村 建夫君
 木原 稔君 坂井 学君
 鈴木 俊一君 鈴木 淳司君
 瀬戸 隆一君 高木 宏壽君
 寺田 稔君 とかしきなおみ君
 林 幹雄君 堀内 詔子君
 宮川 典子君 小川 淳也君
 後藤 祐一君 近藤 洋介君
 篠原 孝君 小熊 慎司君
 村岡 敏英君 稲津 久君
 濱村 進君 桜内 文城君
 杉田 水脈君 佐藤 正夫君
 宮本 岳志君 畑 浩治君

国務大臣 (地方創生担当) 石破 茂君
 衆議院調査局地方創生に関する特別調査室長 島山 裕子君

委員の異動
 十月十四日
 辞任 補欠選任
 福井 照君 堀内 詔子君
 中丸 啓君 杉田 水脈君
 同日

辞任 補欠選任

堀内 詔子君 福井 照君
 杉田 水脈君 中丸 啓君

十月十四日

まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出第一号)
 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出第一号)
 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○鳩山委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
 順次趣旨の説明を聴取いたします。石破国務大臣。

まち・ひと・しごと創生法案

地域再生法の一部を改正する法律案
 (本号末尾に掲載)

○石破国務大臣 ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと創生法案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。我が国における急速な少子高齢化の進展に的確

に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、小さな村落から大都市まで、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、育成を含め確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進、すなわち、まち・ひと・しごと創生が重要となっております。

この法律案は、このような観点から、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、まち・ひと・しごと創生の基本理念として、希望に応じ、地方に住み続けまたは地方に移住するなど、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること、日常生活及び社会生活を営む基礎となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産または育児についての希望を持つことができ、社会が形成されるよう環境の整備を図ること、仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の

整備を図ること、地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること、これらが行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること等を定めております。

第二に、政府は、基本理念のつとめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとしております。

第三に、都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めることといたしております。

第四に、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案して市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めるものとしております。

第五に、内閣総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を内閣に設置し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施を推進するとともに、その実施状況の総合的な検証を定期的に行うことといたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであり、これまで、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてまいりました。

政府としては、少子高齢化が進展し、人口の減少が続く中で、地域の活力の向上及び持続的発展

を図る観点から、地域産業の成長及び雇用の維持、創出を早急に対応すべき重要課題として位置づけ、地域の活性化に取り組み地方公共団体の声を聞きつつ、国の地域活性化施策の制度改善に向けた所要の検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、地域活性化関連の計画の認定等について手続のワンストップ化を可能とするほか、地方公共団体からの提案等に対して内閣総理大臣が一元的に対応するとともに、地方公共団体の要請に応じて内閣総理大臣が関係省庁間を調整する等の措置を講ずることにより、関係省庁が一体となって、意欲ある地方公共団体の主体的な取り組みを総合的に支援するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができるといたしました。

第二に、構造改革特別区域法の特定事業等に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定をもって、当該特定事業に係る構造改革特別区域計画の認定等があったものとみなすことといたしました。

第三に、内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が当該計画を実施する際、地方公共団体からの要請に応じて関係行政機関の事務の調整を行うとともに、関係行政機関の長に対し、必要な勧告を行うことができることといたしました。

第四に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例を追加することといたしました。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、まち・ひと・しごと創生法案及び地域

再生法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願いを申し上げます。

○鳩山委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十五日水曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

まち・ひと・しごと創生法案
まち・ひと・しごと創生法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十一条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となつてきていることに鑑み、

まち・ひと・しごと創生について、基本理念、

国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。

二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。

三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひ

と・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

と・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)
第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)
第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められていたときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

- 第四章 まち・ひと・しごと創生本部(設置)
第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- 第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。
- 第十四条 本部長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- (まち・ひと・しごと創生副本部長)
第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
- (まち・ひと・しごと創生本部員)
第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての

国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)
第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

- (事務)
第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
- (主任の大臣)
第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
- (政令への委任)
第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

- 附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となつていくことに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第四条の二」を「第四条の三」に、「第五節 財産の処分」の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)を「第五節 地域農林水産業振興施設整備計画」の第六節 構造改革特別区域計画等の認定等の第七節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第十七条の二)第十七条の四)の特例(第十八条)とする。

「第七章 地域再生本部(第二十四条―第三十三条)を」
「第七章 地域再生本部(第二十四条―第三十三条)を」
第八章 雑則(第三十四条―第三十七条)を」
「第十三条」に改める。

第二条中「推進は」の下に、「少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する場合、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から」を加える。

第三条の二中「強化に関する施策」の下に、「地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策」を加え、第一章同条の次に次の一条を加える。

(多様な主体の連携及び協働)

第三条の三 国は、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係行政機関の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない。

第四条第二項第四号中「同条第十項を」同条第十五項に改め、同条第六項中「第三項及び第四項を」第四項及び第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第 号)第一条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(新たな措置の提案)」を付し、第二章同条の次に次の一条を加える。

第四条の三 次条第一項の規定による認定の申請をしようとする地方公共団体(都道府県、市町村(特別区を含む))又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ)は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができ。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の提案について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知しなければならない。

第五条第一項中「都道府県、市町村(特別区を含む)又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ)は」を「は、単独で又は共同して」に改め、同条第四項第三号中「次号」を「第八号」に改め、同条第四項を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設(以下「地域農林水産業振興施設」という)を整備する事業に関する事項

五 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第二項に規定する特定事業(同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画(第十項及び第十七条の五)において単に「構造改革特別区域計画」という)が作成されているものに限る。であつて、地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 中心市街地の活性化に関する事項(平成十九年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の六)において「中心市街地活性化基本計画」という)が作成されているものに限る。であつて、地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十

九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の七)において「産業集積形成等基本計画」という)が作成されているものに限る。であつて、地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

第五条第十三項中「第十項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十五項」に、「以下」を「第三十五条を除き、以下」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十一項を第十六項とし、第十項を第十五項とし、第九項の次に次の五項を加える。

10 地方公共団体は、第四項第五号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第二項に規定する特定事業(同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画)に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要を添付しなければならない。

11 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業(以下この項において「地域再生事業等」という)に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む)次項及び第十三項において同じ)の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無(次項及び第十三項において「支援措置の内容等」と総称する。)について、その確認を求めることができる。

12 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が

その所掌する事務並びに所掌する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした地方公共団体に回答するものとする。

13 第十一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。)の所掌する事務並びに所掌する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に對し、その確認を求めるとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

14 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。

第六條第一項中「同條第十項」を「同條第十五項」に改め、同條第二項中「前條第十項」を「前條第十五項」に、「同條第十二項」を「同條第十七項」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(都市再生整備計画等の提出)

第六條の二 地方公共団体は、第五條第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、併せて別表の上欄に掲げる計画を提出することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五條第十五項の認定を行うものとする。

3 第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、それぞれ同表の中欄に掲げる大臣にその写しを送付するものとする。

4 別表の中欄に掲げる大臣が前項の規定による

同表の上欄に掲げる計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について同表の下欄に掲げる提出又は送付があつたものとみなす。

第七條第一項中「第五條第十項」を「第五條第十五項」に改め、同條第二項中「第十三項」を「第十八項」に、「前條」を「前二條」に改める。

第八條第一項中「第五條第十項」を「第五條第十五項」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、同條第二項中「事業」の下に「及び措置」を加える。

第九條中「事業」の下に「及び措置」を加える。

第十條第一項中「第五條第十項各号」を「第五條第十五項各号」に改め、同條第四項中「第五條第十三項」を「第五條第十八項」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(認定地域再生計画に関する調整等)

第十條の二 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に對し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

3 内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施に對して調整を行う必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に對し、必要な報告をし、当該報告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第十八條中「第五條第四項第四号」を「第五條第四項第八号」に改める。

第五章中第五節を第七節とし、第四節の次に次の二節を加える。

第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)

第十七條の二 認定地方公共団体である市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域農林水産業振興施設の整

備に関する計画(当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条及び次条において同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。))であり、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものとし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四條第一項又は第五條第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下「地域農林水産業振興施設整備計画」という。を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第五條第四項第四号に規定する事業の実施主体

二 地域農林水産業振興施設の種類及び規模

三 地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積

四 その他農林水産省令で定める事項

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあって

は、農地法第四條第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同條第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地法第四條第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五條第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五條第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同條第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五條第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五條第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができることと認められないこと。

五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八條第二項第一号に規定する農用地区域をいう。第十七條の四において同じ。))内の土地である場合においては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七條の三 前條第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五條第四項第四号に規定する事業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。)が、当該地域農林水産業振興

施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 地域農林水産業振興施設整備事業者が、地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(農用地区域の変更の特例)
 第十七条の四 第十七条の二第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第六節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例
 (構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)
 第十七条の五 第五条第四項第五号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む)があつたものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例)
 第十七条の六 第五条第四項第六号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定(同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む)があつたものとみなす。

ものともみなす。
 (産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例)
 第十七条の七 第五条第四項第七号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意(同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む)があつたものとみなす。

第十九条第一項中「営利を目的としない法人」を「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するもの」に改める。
 第二十五条第二号中「第五条第十一項」を「第五条第十六項」に改める。
 本則に次の一章を加える。

第八章 雑則
 第八節 職員の派遣の要請又はあつせん
 第三十四条 地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(職員の派遣の配慮)
 第三十五条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、前条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

(情報の公表)
 第三十六条 内閣総理大臣は、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する

る情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 (内閣府令への委任)
 第三十七条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表(第六条の二関係)

都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項の規定により作成した都市再生整備計画	国土交通大臣	同法第四十七条第一項の規定による提出
都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成した立地適正化計画(同条第二項第四号に掲げる事項(同法第四十六条第一項の土地の区域における同条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務であつて市町村又は同条第三項に規定する特定非営利活動法人等が実施するもの)に係るものに限る。)が記載されているものに限る。	国土交通大臣	同法第八十三条第一項の規定による提出
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六十六条第一項の規定により作成した地域住宅計画	国土交通大臣	同法第七十一条第一項の規定による提出
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第五条第一項の規定により作成した活性化計画	農林水産大臣	同法第六十一条第一項の規定による提出
広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第五条第一項の規定により作成した広域的域域活性化基盤整備計画	国土交通大臣	同法第十九条第一項の規定による提出
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項の規定により作成した地域公共交通網形成計画(当該地域公共交通網形成計画の変更があつたときは、その変更後のもの)	国土交通大臣及び総務大臣	同法第五条第八項(同条第十項において準用する場合を含む)の規定による送付
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第四条第一項の規定により作成した観光圏整備計画(当該観光圏整備計画の変更があつたときは、その変更後のもの)	国土交通大臣及び農林水産大臣	同法第四条第七項(同条第九項において準用する場合を含む)の規定による送付

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年十月二十日印刷

平成二十六年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇